

「全国健康保険協会次期間接システム導入に係る要件定義及び調達支援等業務」調達仕様書に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領等	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	回答
1	仕様書	4	5	(1)	4(1)に示す協会システムの関係事業者や各パッケージベンダー等の次期間接システム開発・導入に係る関係事業者等との各種調整や見積りの徴取・精査、実現可能性の検証等を行い、要件定義書案の作成を行うこと。	<p>〈質問〉 「見積りの徴取・精査」において、受託者に求められる役割は、前提条件や内訳の整理・比較等の支援であり、見積金額の妥当性等の検証は含まれないものと理解してよいでしょうか。</p> <p>〈理由〉 支援対象(作業範囲)を明確化するため。</p>	本業務における「見積りの徴取・精査」には、前提条件等の確認に加え、金額の妥当性について、市場相場、想定工数、類似案件の実績等を踏まえた客観的観点からの検証を含みます。 記載内容から業務範囲が不明確であったため、記載内容を修正します。
2	仕様書	4	5	(1)	4(1)に示す協会システムの関係事業者や各パッケージベンダー等の次期間接システム開発・導入に係る関係事業者等との各種調整や見積りの徴取・精査、実現可能性の検証等を行い、要件定義書案の作成を行うこと。	<p>〈質問〉 要件定義書案の作成にあたっては、特に業務要件定義において本部・支部の経理や人事、給与、総務企画等各Gとの打ち合わせが複数回必要になるため、その調整、準備、実施をすることを示した方がよいかと思えます。</p> <p>〈理由〉 要件定義書案の作成にあたり、貴会の業務担当者へ必要なヒアリングを実施すること、実施にあたっては、必要頻度や会議体形式、アジェンダを事前に示すとともに、調整、準備、実施を行うことは必須と考えられるため。</p>	ご意見として賜ります。
3	仕様書	5	5	(1)	①業務要件定義	<p>〈質問〉 要件定義書案に含まれる業務要件とは新業務フローも含まれる認識でよろしいでしょうか。また、現行業務フローは存在する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>〈理由〉 必要な成果物を正しく把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。
4	仕様書	5	5	(1)	①業務要件定義	<p>〈質問〉 「①業務要件定義」において、現行業務フロー(As-Is)の整理および次期間接システムを前提とした業務フロー(To-Be)等の作成が、本委託業務の範囲に含まれるかをご教示ください。</p> <p>〈理由〉 支援対象(作業範囲)を明確化するため。</p>	ご認識のとおりです。

5	仕様書	5	5	(5) 次期間接システム開発・導入にあたり、運用や規程の改正が必要となるかの調査支援や、必要となった場合に協会の規程の改正に伴う支援(改正案の作成、整合性確認等)及びそれに伴う関係部署との各種調整(資料作成、会議の開催等)に関する支援を行うこと。	<p>〈意見〉 規程の改正に伴う支援には社労士等の士業独占業務が含まれる可能性があるため、士業独占業務に該当する役務は調達仕様の対象外としていただけますでしょうか。</p> <p>〈修正案〉 次期間接システム開発・導入にあたり、運用や規程の改正が必要となるかの調査支援や、必要となった場合に協会の規程の改正に伴う支援(改正案の作成、整合性確認等)及びそれに伴う関係部署との各種調整(資料作成、会議の開催等)に関する支援を行うこと。ただし、士業独占業務に抵触する業務は当該役務から除外する。</p>	士業独占業務は当該業務には含まれないことから、記載内容を修正します。
6	仕様書	5	5	(5) 次期間接システム開発・導入にあたり、運用や規程の改正が必要となるかの調査支援や、必要となった場合に協会の規程の改正に伴う支援(改正案の作成、整合性確認等)及びそれに伴う関係部署との各種調整(資料作成、会議の開催等)に関する支援を行うこと。	<p>〈質問〉 「運用や規程の改正が必要となるかの調査支援」において、改正対象となる規程・要領等の文書の種類及び想定文書数、改正の深度(文言修正レベルか、構成見直しを伴う改正か)について、現時点での想定があればご教示ください。</p> <p>〈理由〉 想定される支援ボリュームを把握するため。</p>	対象となる文書や改正の影響範囲については要件定義を踏まえて決定するものであるため、回答時点で提示できる情報はありません。
7	仕様書	7	7	- 各工程の作業完了に当たって、幹部報告会の開催を予定	<p>〈質問〉 公示時点で確定している幹部報告会のスケジュールはご記載いただけますでしょうか。</p> <p>〈理由〉 工数を正しく見積もりたいため。</p>	回答時点で幹部報告会のスケジュールは確定していません。
8	仕様書	8	-	表2 次期間接システムの開発・導入に係る要件定義を行った報告書	<p>〈質問〉 報告書と記載されていますが、要件定義書案も納品が必要となる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>〈理由〉 必要な成果物を正しく把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。要件定義を行った報告書の別紙として要件定義書案を納品いただく想定です。
9	委託要領	13	6	(1)① イ)システムに関するセキュリティ対策の知見を有していること。	<p>〈意見〉 「イ)システムに関するセキュリティ対策の知見を有しており、情報セキュリティを保つための施策の計画や実施、その結果に関する評価を行った実績を有していること。」に変更いただけますでしょうか。</p> <p>〈理由〉 貴会システムの特性を踏まえて。</p>	ご意見として賜ります。

10	委託要領	13	6	(1) ①	-	<p>〈意見〉 「ウ）クラウドサービスやAIをはじめとするITの最新技術や、世の中の最新のITサービス動向の知識を有しており、本年度から過去5年以内に、大手民間企業、官公庁等の公的機関、独立行政法人におけるクラウドサービスやAIをはじめとするIT等の分析、システム計画の立案及びシステム設計またはプロジェクト管理を5件程度実施（受託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む）していること。」を追加いただけますでしょうか。</p> <p>〈理由〉 貴会システムの特性を踏まえて。</p>	ご意見として賜ります。
11	委託要領	13	6	(1) ①	-	<p>〈意見〉 「エ）SSC（シェアード・サービス・センター）・BPO（ビジネス・プロセス・アウトソース）の企画・構想・実行支援の経験があること。」を追加いただけますでしょうか。</p> <p>〈理由〉 今回の業務特性を踏まえて。</p>	ご意見として賜ります。
12	委託要領	13	6	(1) ①	-	<p>〈意見〉 「③ 統括管理責任者もしくは、業務調整管理者、委託業務従事管理者に、本年度から過去5年以内に保険分野（社会保険含む）もしくは医療分野に関する業務・システム関係の業務に携わっていた者を最低1名は配置すること（受託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む）。」を追加いただけますでしょうか。</p> <p>〈理由〉 貴会システムの特性を踏まえて。</p>	ご意見として賜ります。

13	委託要領	15~16	9	<p>- 本業務の実施の中立性・公平性及び情報システム調達の公平性を確保するため、本業務を請け負った事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、協会が調達する当該のシステム構築(アプリ開発・導入や基盤構築等)業務及び、運用・保守の業務を請け負うことはできず、また、過去、今回の調達仕様調整や最終的な調達仕様作成に直接関与した事業者は、今後入札にて行う当該システム構築等の調達仕様作成に直接関与する業務も請け負うことがで</p>	<p>&lt;意見&gt; 要件定義支援工程受注事業者の後続工程受託制限について、後続工程事業者への確実な引継ぎを行った場合でも、要件に対する認識齟齬が生じ品質劣化の懸念があると考えます。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>
----	------	-------	---	---	--	--------------------